

性別変更手術要件「合憲」

同一性障害特例法で最高裁初判断

「自由を制約」指摘も

同一性障害のある人が戸籍上の性別を変えるには、生殖能力をなくす手術が必要となる法律の規定が合憲かどうか争われた家事審判の決定で、最高裁第2小法廷(三浦守裁判長)は24日までに「現時点では合憲」との初判断を示した。規定は個人の自由を制約する面があり、その在り方は社会の変化に伴い変わるとして「合憲かどうかは継続的な検討が必要」とも指摘した。

2004年に施行された同一性障害特例法は、生殖能力がないことや身体的特徴が似ていることなどを性別変更の要件としており、性別適合手術を受ける

ら適切な対応を望む」として、手術への抵抗から性別変更をちゅうちょするケースは少なくないといわれ、規定の是非が改めて議論とな

りつつある。2004年に施行された同一性障害特例法は、生殖能力がないことや身体的特徴が似ていることなどを性別変更の要件としており、性別適合手術を受ける

必要が生じる。家事審判では、岡山県新庄村の臼井崇来人さん(45)が「事実上の手術の強制で、自分で生き方を決める権利の侵害で違憲だ」と主張。手術を受けず戸籍を女性から男性に変更するよう求めた。

決定は性別変更のため、やむなく手術を受けることがあり得る」として、特例法の規定は自由の制約に当たると判断。ただ、変更前の性で子どもが生まれること、親子関係で混乱が生じることや、生物学的な性別で男女の区別が長年されてきた中で急激な変化を避けるなどの配慮が規定にはあるとして、合憲と結論付けた。

決定は臼井さんの特別抗告を棄却し、性別変更の申し立てを退けた岡山家裁津山支部、広島高裁岡山支部の判断が確定した。

世界の潮流は手術不要

戸籍上の性別を変えるには性別適合手術が必要となる同一性障害特例法の規定を、最高裁は現時点で合憲と判断した。心と体の性が一致せず、体の性別に強い違和感や不快感を持つ症状。医療機関では、カウセリングなどの精神療法やホルモン療法、性別適合手術を段階的に行う。2004年に施行された同一性障害特例法は、医師による診断の20歳以上の③結婚していない④性別適合手術を受けた後、家庭裁判所に請求し、戸籍の性別変更が可能となった。

変更しないケースもある。特別法は2004年に施行された。日本精神神経学会によると、同一性障害で医療機関を受診した人は15年までに2万2千2方9千人とみられるのに対して、全国の家裁裁判所が性別変更を認めたケースは、17年までに計約7800人

にとどまっている。特別法の理念は、希望の相手と結婚できないなど、大きな不利益を受けている同一性障害者の救済だが、現実には性別適合手術が心身への大きな負担となっている。

性的多様性の尊重が国際的な潮流となる中、世界保健機関(WHO)は14年、手術要件に反対する声明を発表。欧州人権裁判所も17年に人権上問題があるとの判決を出し、要件としない国が増えていく。

GID(性同一性障害)学会理事長の中塚幹也・岡山大学大学院教授は「手術を要件とする日本は国際的に遅れている。今回の最高裁決定は、国会が規定の削除を議論する契機になるだろう」と話している。

「一つの区切り」 臼井さん 生殖能力がないことを性別変更の要件とする同一性障害特例法の規定を合憲と判断した最高裁決定を受け、男性への戸籍上の性別変更が認められなかった岡山県新庄村の臼井崇来人さんが24日、岡山市内で記者会見し「残念な気持ちもあるが、今の時点では仕方ない。一つの区切りはついた」と述べた。

最高裁決定の補足意見では「同一性障害者の苦痛は社会の側の問題で、適切な対応を望む」との指摘があった。こうしたことなどを踏まえ「比較的前向きな内容で、一定の理解はしてもらえた。今までの苦悶が報われ、次につながると思う」と評価した。

クリック、心と体の性が一致せず、体の性別に強い違和感や不快感を持つ症状。医療機関では、カウセリングなどの精神療法やホルモン療法、性別適合手術を段階的に行う。2004年に施行された同一性障害特例法は、医師による診断の20歳以上の③結婚していない④性別適合手術を受けた後、家庭裁判所に請求し、戸籍の性別変更が可能となった。

決定は23日付で、裁判官4人全員一致の結論。補足意見で三浦裁判長と鬼丸かおる裁判官は、性同一性障害者への社会の受け止めに「遺憾の意が生じている。人格と個性の尊重という観点から」とも指摘した。

決定は性別変更のため、やむなく手術を受けることがあり得る」として、特例法の規定は自由の制約に当たると判断。ただ、変更前の性で子どもが生まれること、親子関係で混乱が生じることや、生物学的な性別で男女の区別が長年されてきた中で急激な変化を避けるなどの配慮が規定にはあるとして、合憲と結論付けた。

決定は臼井さんの特別抗告を棄却し、性別変更の申し立てを退けた岡山家裁津山支部、広島高裁岡山支部の判断が確定した。

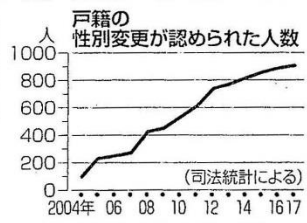
最高裁決定の補足意見では「同一性障害者の苦痛は社会の側の問題で、適切な対応を望む」との指摘があった。こうしたことなどを踏まえ「比較的前向きな内容で、一定の理解はしてもらえた。今までの苦悶が報われ、次につながると思う」と評価した。

臼井さんは「最高裁で棄却されたからといって、この問題は終わりはない。このままの日本ではあつてほしい」と強調。「これからの社会がこの問題をどう受け止めるかについて考えていきたい」と話した。

決定は性別変更のため、やむなく手術を受けることがあり得る」として、特例法の規定は自由の制約に当たると判断。ただ、変更前の性で子どもが生まれること、親子関係で混乱が生じることや、生物学的な性別で男女の区別が長年されてきた中で急激な変化を避けるなどの配慮が規定にはあるとして、合憲と結論付けた。

決定は臼井さんの特別抗告を棄却し、性別変更の申し立てを退けた岡山家裁津山支部、広島高裁岡山支部の判断が確定した。

最高裁決定の補足意見では「同一性障害者の苦痛は社会の側の問題で、適切な対応を望む」との指摘があった。こうしたことなどを踏まえ「比較的前向きな内容で、一定の理解はしてもらえた。今までの苦悶が報われ、次につながると思う」と評価した。



決定は性別変更のため、やむなく手術を受けることがあり得る」として、特例法の規定は自由の制約に当たると判断。ただ、変更前の性で子どもが生まれること、親子関係で混乱が生じることや、生物学的な性別で男女の区別が長年されてきた中で急激な変化を避けるなどの配慮が規定にはあるとして、合憲と結論付けた。

決定は臼井さんの特別抗告を棄却し、性別変更の申し立てを退けた岡山家裁津山支部、広島高裁岡山支部の判断が確定した。

最高裁決定の補足意見では「同一性障害者の苦痛は社会の側の問題で、適切な対応を望む」との指摘があった。こうしたことなどを踏まえ「比較的前向きな内容で、一定の理解はしてもらえた。今までの苦悶が報われ、次につながると思う」と評価した。

臼井さんは「最高裁で棄却されたからといって、この問題は終わりはない。このままの日本ではあつてほしい」と強調。「これからの社会がこの問題をどう受け止めるかについて考えていきたい」と話した。

性同一性障害の性別変更 最高裁決定要旨

性同一性障害の性別変更を巡る23日付の最高裁決定の要旨は次の通り。

(29面関連)

性同一性障害者の性別変更の審判が認められるための要件として「生殖腺がないことか、生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を求め、性同一性障害特例法の規定の下では、審判を望む場合、一般的には生殖腺除去手術を受けていなければならない。性同一性障害者によつては、手術まで望まないのに審判のためにやむなく手術を受

けることもあり得、意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もあることは否定できない。

もっとも、この規定は、審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係などの問題が生じ、社会を混乱させかねないことや、長きにわたつて生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な変化を避けるなどの配慮に基づくものと解される。

これらの配慮の必要性は、性自認に従つた性別の取り扱いや、家族制度の理解に関する社会的状況の変化に応じて

変わり得るものであり、規定の憲法適合性については不断の検討を要すると言ふべきだ。規定の目的、自由の制約の態様、現在の社会的状況などを総合的に考えると、現時点では憲法13条、14条1項に違反するとは言えない。裁判官全員一致の意見で決定する。

【三浦守裁判長と鬼丸かおる裁判官の補足意見】

性別適合手術による卵巣や精巣の摘出は、身体への強度の侵襲である上、生命や身体に対する危険を伴い、生殖機能の喪失という重大かつ不可逆的な結果をもたらす。手術を受けるか否かは、本来、自

由な意思に委ねられるものであり、この自由は憲法13条で保障されると解される。

規定は親子関係の問題などを避ける配慮に基づくが、性同一性障害者が性別変更された後に、元の性別の生殖機能で懐妊、出産するという事態は極めてまれだと考えられ、混乱も相当程度限られたものと言ふことができる。規定は現時点では違憲とまでは言えないものの、その疑いが生じていることは否定できない。

性同一性障害者の性別に関する苦痛は、性自認の多様性を包容すべき社会の問題でもある。さらに広く理解が深まるとともに、一人一人の人格と個性の尊重という観点から各所で適切な対応がされることを望む。